

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 1 6 日

令和2年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 6 月 1 6 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和2年6月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和2年6月16日 午後3時06分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	垣 花 太 郎	5 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	垣 花 健		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長兼 船舶・観光課長	松 田 力		
	会 計 課 長	糸 嶺 直 生		

令和2年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和2年6月16日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第31号～議案第34号まで）
7	議案第31号	専決処分の承認について（座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について）
8	議案第32号	令和2年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
9	議案第33号	令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第34号	令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
11		報告（報告第1号から報告第2号まで）
	報告第1号	令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
	報告第2号	令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和2年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村勇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略させていただきます。

諸 般 の 報 告

令和2年3月12日～令和2年6月16日

3月18日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
3月19日	例月出納検査（一般会計）
4月22日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
4月23日	例月出納検査（一般会計）
5月20日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
5月21日	例月出納検査（一般会計）
5月22日	令和2年度 第2回 臨時会
6月11日	全員協議会
6月16日	令和2年度 第2回 定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日は一日、よろしく願いいたします。

行政報告の前に一言お礼を申し上げたいと思います。2月の半ばから、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、いろいろな取組を行政でもさせていただきました。その間、村民の皆様をはじめ議員の先生方にもいろいろと御協力いただきまして、おかげを持ちまして今のところ座間味村内では感染者がゼロということで推移をしているところでございます。引き続き感染拡大防止に向けて、しっかりと行政としても対応させていただきますので、ぜひこれからも議員の先生方の御協力もいただきながら、しっかりと対応をさせていただきたいと思います。まずはお礼をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、令和2年第2回座間味村議会6月定例会行政報告を行います。行政報告におきましては、皆

様のお手元にお配りしたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。以上です。ありがとうございました。

行政報告

令和2年6月16日

令和2年第1回座間味村議会定例会（令和2年3月11日）以降の主な事項について行政報告いたします。

令和2年	3月16日	平和祈念資料館訪問
	〃	沖縄県警来訪（聖火リレー）
	3月17日	エクセル航空越智支社長来訪
	〃	座間味村航路事業分科会
	〃	観光協会理事会
	3月19日	環境省ビジターセンター打ち合わせ
	〃	棚原環境部長・嘉数商工労働部長面談
	3月20日	沖縄県情報産業協会、来訪
	3月25日	総合センターの土地についての説明会
	3月27日	企業局との打合せ
	〃	船舶建造検討委員会
	3月30日	聖火リレー関連会議
	3月31日	退職者辞令交付式
	4月 1日	新採用職員他辞令交付式
	4月 3日	県企業局長来訪
	4月 6日	座間味村教育会議
	〃	新型コロナ対策会議
	4月 9日	新過疎法に関する勉強会
	4月10日	県副知事面談（コロナ関連：離島協要請）
	〃	沖総局市町村支援部局との意見交換
	4月13日	新型コロナ対策会議
	4月14日	座間味区長との意見交換
	4月15日	新型コロナ対策会議
	4月20日	新型コロナ対策会議
	4月28日	新型コロナ対策会議
	5月 7日	新型コロナ対策会議
	5月11日	新型コロナ対策会議
	5月13日	定住促進住宅地鎮祭
	5月18日	座間味・阿嘉ドクターとの意見交換会
	5月21日	県町村会、自治会館管理組合事務調整
	〃	県企画部・商工労働部面談
	〃	謝花副知事面談
	5月22日	臨時議会

令和2年	5月22日	新型コロナ対策会議
	5月26日	南部振興会理事会
	〃	南部市町村会理事会
	5月27日	南部振興会理事会
	〃	南部市町村会定例総会
	5月29日	新型コロナ対策会議
	6月1日	沖縄県市町村職員共済組合理事会・組合会
	6月2日	沖縄県町村会正副会長会議
	6月4日	離島海運振興株式会社 第200回取締役会
	6月9日	福地組表敬
	6月10日	琉球銀行 村長・副村長表敬
	6月11日	座間味区総会
	6月12日	阿真区総会

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆様、おはようございます。慌ただしいところで、皆さん本当にお疲れさまでございます。早速、一般質問に入らせてもらいます。ちょっとマスクを外しましょうね。まず1番目に、ちゅら島条例について。前回も、もう何回か出していますけれども阿嘉ターミナルの件の廃車処理について、まずお伺いしたいです。これはもう前々回からずっとこれを出してきていますけれども、一向に前に進む気配がございませんので、それについて一体やる気があるのか、ないのか。住民としても、もう言わなくなっています。はっきり言って、もうあきれているんです。これを行政側がどういうふうに見てみないふりをしているのか。それに対して動いていないのか、もう諦めちゃったのか。その辺をちょっと一言お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

私のほうもマスクを外して答弁をさせていただきたいと思います。本日も一日、よろしく申し上げます。垣花太郎議員から今お話のありましたターミナルの不法投棄の件につきましては、前回の3月定例議会で報告させていただきましたとおり、現在顧問弁護士と法的措置について調整しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

顧問弁護士と県といろいろ相談したというのも、これはもう3年かかっています。はっきり言って、もう時間がかかり過ぎではないかと。それで言い逃れしているのかと逆に思うのです、こちらとしては。前に進まないわけがないじゃないですか。これは本当に、あんな見苦しい格好で、もう表がスクラップ屋さんなのかと。はっきり言って観光客もここを通るのです。私の友人が大阪から来て、「何であの阿嘉島はターミナルの前に解体屋さんを造っているのか」と言われたぐらいですから、それはやはりいち早く片づけないと、

観光客もこう思うし、地元の人たちもそういうふうに思っていますので、この辺がもう年月がたち過ぎているんです。この弁護士、弁護士と言っても、私たちは弁護士と言われたら「ああ、そうですか」と、それで今までずっと終わっているような感じなんですけれども、一体弁護士がどういう形で、どういうふうに、明確に話ししてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これもまず、3月の定例議会でも答弁をさせていただきましたが、法的措置につきましては刑事、民事、また行政代執行、様々なものがあります。それをどういうふうに使えるのか。法律で民事、刑事と言いましたら時効とかそういった制限もありますので、そういったのを弁護士が確認しながら行っていますので、3月議会、また昨年の住民説明会でも説明をさせていただきましたが、時間を要するので、しばらくおまちいただきたいというふうに説明させてもらっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

このしばらくというのが、やはりこちらとしてはもう言い逃れにしか聞こえないもので、「しばらく」という言葉はもうやめてください。もう「いついつまでにできます」と、そういうような形を返事しないと、もう年月がたちすぎています。はっきり言って。この辺は、やはり住民としても納得いかないです。ですから、これはもういついつまでに片づけますと、そういう形でこの弁護士にもそういう形で、何とかそこまで住民との約束ですから、いついつまでに片づけてほしいですということで、弁護士とのその期日もちょうど決めた上で、住民にそれを報告しなければいけないのではないかという段階まで来ていますので、それをぜひ年月を決めて住民と約束をして、そこまでやってください。これに対しては、ぜひこれをお願いします。これは以上として…。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。一応そういう形で、できれば早めをお願いします。私が平成29年に、ここの用地を提案したのに対して、平成29年にパーキング場を造ったらどうかと、住民からもその要望がかなり多かったものですから、今不法投棄が放置されたままでは前に進まないと思うのですけれどもそれについて、パーキング場私の要請に対して、県まで行き届いているのかということです。この辺の要望を出しているのかというのを私はちょっと再確認したいのですけれども、その辺についていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

その件に関しましては私のほうでも確認しました。県のヒアリング等の要望事項があれば、そういったも

のは要望しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ阿嘉島の場合、送迎のパーキング場というのが、クイーンの場合は今、石ごんごろであるのですけれども、そのフェリーの送迎場所というのが、まずないんです。座間味は今このほうにアスファルトが敷かれて、そこにあるのですけれども、送迎場所がなくて道に皆さん送迎で、クラクションを鳴らしながら、そこで送迎しているものですから邪魔になっていて。住民からもかなりの要望がありますので、これはできれば早めに要望を達成できるような形で、ぜひお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これは前々から議会で出ておりますように、私たちも決して要望をしていないわけではありません。しかしながら、沖縄県の所管の漁港用地であり、沖縄県も漁港用地というのは座間味以外にも抱えていることがあるものですから、その全ての要望の中から座間味村が優先にされるということは捉えられませんので、その辺はまた私たちも根気強く要望はしてまいります。県の事情もありますので、その辺は御考慮していただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。県の用地ですので、できないことはないと思うのですけれども。最初の段階の阿嘉のターミナルというのは、今のところに造るといふ計画が立っていたらしいのです。それで代替えしたらしいのですけれども、前側の後ろと。それぐらい融通が利くわけですから、でもそれは話し合いをすれば、何とかできるのではないかと私は思うのですけれども、それについてはまた行政のほうに任せたいのですけれども、これに対してはぜひよろしくお願ひします。ちょっと休憩いいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ありがとうございます。新型コロナウイルス感染についてお伺いしたいのですけれども、二次感染について、二次感染がもし島に入ってきた場合に、どのような対応をなされるのか。その辺をどういう形というか、住民もそれは全く分からないと思いますけれども、まず一応村長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

細かい話になりますので、うちの総務・福祉課長のほうからまずは答弁をさせていただきたいと思ひます

ので、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壯一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壯一郎）

おはようございます。また今日一日、よろしくお願ひいたします。ただいまの新型コロナウイルスの第2波、第3波と言われる御心配ですが、やはり冒頭村長も申し上げたとおり住民の皆さんの感染症予防に対する意識の高さもあって、これまで村内で幸い感染者の検出はありませんでした。ただし、今後は経済活動の本格的再開後の第2波、第3波について、住民の皆様の御協力がまた非常に大きくなるところではないかと考えております。また、今後も生活においては3密の回避、身体的距離の確保、いわゆるソーシャルディスタンスの確保、そしてマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策の継続を実施していただき、事業活動においては各業界の感染拡大防止ガイドラインを守っていただき、必要に応じてガイドラインの必要な見直しや充実を適宜進めてもらうことで、第2波が来てもしっかりと対応していこうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

二次感染がどの辺まで拡大したときに、やはり交通機関をストップかけるかというものを、その辺が私たちはどうなのかというのがちょっと一部不安なのですけれども、そのパーセンテージというのは出ているのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壯一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壯一郎）

今のところパーセンテージとか、まだ設けていないところです。前回培ったノウハウで、我々としてもやはりいろんな情報を収集して、やはりそうであれば、まずはうちの感染症対策本部を立ち上げて、その中でしっかり方向性を見極めて、また国・県の動向もございますので、それに沿ってしっかりと対応を取らせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。コロナ対策本部をこの間打ち切ったみたいですが、例えば第二次感染がまたこういう形で入ってきたときに、それを立ち上げることはあるわけですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壯一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壯一郎）

今回6月1日で対策本部は解散しましたが、その後も情報共有は図ろうということで、即座に対応できるように内部での情報共有はさせてもらっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。一応先ほど説明があったものですから、クラスターの件に関してはカットしましょうね。あと秋、冬のインフルエンザで、コロナとの見分けがつかない時期が来ると思うの

ですけれども、その辺に対するサーベランスはどのような形で考えているのか、ちょっと教えていただきたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

季節性のインフルエンザと、また新型コロナのいわゆる同時発生した場合ですが、どちらもいわゆる感染症ですので、基本的な対応、対策は同じように考えております。また、住民におきましては強い心配や不安を持つことが非常に私ども心配、懸念しております。また、誤った情報が流れることで過剰な不安を持って、日常生活にまで支障を来すことも考えられることから、村としてはやはり病気でございますので、患者のプライバシーをこちらはしっかり守りつつ、正しい情報の伝達を図れるような体制を敷いていこうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これはインフルエンザとコロナが完全に見分けがつかないわけですから、これが私が思うには、もうコロナ扱いでいくのかという、住民からもその話はあったんですけれども、インフルエンザはどうしても入ってきますので、これをどうするのかということで、私に住民からちょっと質問があったのですけれども、これについては私も分かりません。もう診療所との話が一番中心になるだろうという話はしているのですけれども、行政側のほうとしてもどのような考え方をやっているのかと思って今質問したのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しては、私たち行政といたしましても非常に懸念をしております。患者の発症の内容が、非常にマスコミ等の報道を見ますと、インフルエンザ、コロナ、同じような環境で病院に来るだろうというふうに言われておまして、あとプラス熱中症も含めて。ただ、私たち行政では保健師2人を置いておりますが、専門的な知見を有する職員が少ないものですから、座間味診療所、阿嘉診療所のドクター、あるいは沖縄の保健医療部、さらには県の保健所等と連携をしながら、最新の情報をいただきながら、私たち行政に何ができるのか。あるいは行政と診療所がどういう関係の中で患者を受け入れていくのか、対応していくのかというのは、なかなかまだ最終的に決まっている部分はほとんどございません。これに関しては、これから議論が深まってくると思っておりますので、行政のほうでもしっかりとその内容を聞く中で、できることをしっかりとやっていくということだと思っております。詳細を説明できないのは大変申し訳ないのですが、現状といたしましてはこれぐらいの情報しかないものですから今はここだけで、これからも情報を収集しながら、しっかりと対応していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。このコロナの問題は、もう今世界中でこれだけ騒いでいますので、村内に1件も入らないような形で対策してほしいと思います。このコロナに関しては以上です。

あと、もう一件です。フェリーざまみとクイーンざまみのチケットの件についてちょっとお伺いしたいのですけれども、チケットの有効期限が14日間と決められていましたが、それに対して住民からいろんなア

ンケートを取ってきた話があるものですから、そこで一件一件ちょっと住民からの言葉を、30名中25名しか話は聞いていないのですけども、まず1番目に、その話が分からなかったと。2番目に、住民からやりすぎだと。3番目に、行政は何を考えているのか分からないと、そういう3件目です。4件目が、住民説明会も持たないで、こういう形で一方的にやるということはひどすぎると。5件目に、住民いじめではないかと。もう一つ、8つありますので、この住民の生活航路としては大事なことです、簡単にこんな形で決められるのは困ると、そういう6件目です。これはまず村長に対しても一応話がありましたので、それは村長が最終的に決めたものなのかということでの話も聞きました。8件目に、このチケットを新たに買わされたということで、かなり怒りを私のほうにぶつけてきた住民がいました。そういうことがありましたので、それは私は約款をちょっと見てみたのですけれども、そのチケットを買わされるといような、この約款の21条の中には一つも書いていないんです。そういう新たに買うということは、運送約款のほうを全部見たんですけれども、その新たに買うということは約款に何も載っていないのですよ、これ。どうしてこういうことが起きたのかというのは、ちょっと私も分からないのです。これに対して説明していただきたいと思うんです。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

詳細につきましては担当課長から話をさせていただきますが、まず運送約款、先ほどありましたが新しく買えというふうなことはもちろん書かれてはおりません。ただ有効期限が、いわゆる帰りの船に乗れなかった場合には、このチケットは無効になりますということでございますから、無効になったらもちろん新しく買わなければいけないということでございます。それと、これは村長が今決めたのかという話でございますけれども、それに関してもそもそもこの運送約款というのはもともとございましたので、座間味村長が決めただけにはもちろんなっておりますが、昨日、今日決めたというわけではございません。もろもろの状況を勘案しながら、しっかりと運送約款に基づいて制度を運用させていただいているということでございます。詳細につきましては、うちの担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

説明不足で申し訳ございません。私一人だけ知っているようなので。まずチケットを買うときに14日間の期限があると。その14日間の期限があって、往復券を島割で買います。買って、例えば今日1日としたら、では5日に帰りますということで5日に帰ることにしました。だけど那覇で急用ができて、6日に帰らないといけないと。それである側でターミナルに電話を入れた。電話を取らなくて、「まあいいや。2週間も余裕があるから」ということで、それで1日放っておいていたと。じゃあ明日帰ればいいんだと、14日間も猶予があるからと。そういうことでいざ帰ろうとしたら、「日付を変えてきてください」と。乗ろうとしたら、船員さんに。変えに行つて、その受付のほうに行つたら、そこで新たに買ってくださいと。そこで「14日間も猶予があるのに、何で私はまだ来て6日しかならないのに、そこで買わなきゃいけないの」と

言ったら、「その話は聞きません。とにかく買ってください。こういう方針になっています」と。「そういう方針だから買ってください」と。そこで行ったら、その方の話だと後ろに並んでいる方が、ほとんどが島の方だったと。それで島の人の方かかっていない、ほとんどがそういう形があったということで、それはやり過ぎではないかと住民からの訴えがあったんです。それをやはり私たちはそれを見逃すわけにはいかないのです。そういう話から、こういう話が出てきているものですから。また、ある一部の住民からは、電話を入れても電話を取らないと。前の日にも電話を入れても電話を取らない。受付のほうに行ったら「電話しましたか」と。「電話取らないのに」と言ったら、「いや、じゃあ駄目ですね。新たに買ってください」と。そういう形で住民はいろんなことがあるわけです。結局以前に2週間という猶予期間があって、その猶予期間の間にはいつ帰ってもいいんだというようなことが頭の中に入っているわけです。それがいつの間にかこういう形で、いきなりそこで「私たちが厳しくしました。住民がなあなあなんだ」という形で乗船の方に言われて、いや、住民がなあなあなのか、行政がなあなあだったのかと、やはりそれで住民からも言われて、本当にどこがなあなあなのかということです。その辺をやはり住民になあなあというような言葉を言った場合には、それはちょっとパニックが起きますよ、はっきり言って。その辺がやはり私としてはちょっと納得いかないんですけれども、今後どうするのかということで、それを明確に説明していただきたいと思うんです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今初めにありましたように、そういったなあなあなんだという発言があったのは事実確認をしていませんが、職員を代表して私のほうで謝りたいと思います。不快な思いをさせて申し訳なかったとっております。しかしながら、我々行政といたしましては運送法、さらに運送法に定められた運送約款に基づいて船を動かさなければいけないと考えております。しかしながら今言うように、村民ではなく、村民以外でもお客さんにこういった不利益をもたらすことはあってはならないとっております。それなので、これからの対応としましても運送約款に求められている乗船券の有効効力というのは2週間ではなく、チケットの往復割引を購入できるのが、約款上14日と定められていますので、しっかりこの辺は説明させていただきたいと思っております。確かに村民が無効になって、チケットが切れたという事例は私たちも報告を聞いております。しかしながら、那覇事務所のほうにおきましてもそういった方に対してはすぐ行っているわけではなく、2年前から説明をさせていただいております。それが垣花太郎議員がおっしゃったように全村民に伝わっているかどうかというのは、こちらもしっかり反省しながら伝えて、しっかりと乗船券を活用してもらったらと思っております。しかしながら、やはり運送約款に基づかないといけませんので、私たちは往復の割引が14日で、通用期間の予約という…通用期間というのが指定便、行く日、帰る日、指定された日が有効期限となっておりますので、やはりその辺は窓口でもしっかり対応して、切れそうと不安でしたら多めに取るとか、その辺を村民に説明しながら、とりあえず有効期間を切らさない。そういった対策は取っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私も説明がちょっと遅れたんですけれども、まず最初に住民の意見を聞いてから、意見を聞いてそれを取り入れますけれども、住民説明会を開いて、こういう形をこれからこういう形で厳しくしたいんですけれども。そういう形で住民説明会を開いて、そこを厳しくこういう形でやるんですけれどもということで説明した上で、そこで住民からいろんな意見が出てくると思うんですよ。その説明、意見も聞かないうちに、こ

れはいきなりこういう形をやるということに関して、やはり必ず苦情が出ますよ。こういうやり方は。今実際こうなっているわけですから。私が調べたけれども、30名に聞いて25名ですよ。もう約80%ですよ、これ。村民全部に聞いたら、80%と聞いたらすごい人数ですよ。これは、私はちょっとおかしいのではないかと思うんです。これは早めに住民に、何かいい処置をしてほしいんです。これはとにかく住民にどうするのかというのは説明してください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的にどうするかではなくて、このように進めていきたいとは考えております。しかしながら、私たちは運送法、運送約款に基づいて航路事業をやらないといけないというのを念頭に置きながら、しっかりとやっていきたいと思っています。しかしながら、今おっしゃったように説明不足を考えたときには、やはり広報なり、ホームページなり、また各世帯のビラ配り等、その辺をしっかりと行って、しっかりと周知していただきたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この約款の9条にもいろいろ載っていますけれども、まず住民がこれに分かるわけがないですよ。それを皆さん、この第9条でそういう形で分かっているわけではないわけですから、それを知るためにも、分かってそれだけ説明会をして、それをやる、そういうことがあるんですということでの住民説明会を行って、それから今の、物事の順序です。今やっていることをやるべきではないかと。これがあるからと一方的に住民をこういう形で苦しめさせるということは、私はちょっと納得いきませんが、これについてどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

おのおのの立場があって、確かに住民に不利益を与えるようなことはしてはいけないと思っております。しかしながら、やはり運送約款に基づいた業務を行わないといけないというところがまず第一観点にあることから、住民説明会に関しては、住民説明会もそれは全員来るか分かりませんので、こちらのほうでビラ等を作成して、各世帯に配布したいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまのお話を伺いまして、確かに広報をしていなかった面に関しては深くおわびを申し上げたいと思います。先ほどから産業振興課長が申しておりますとおり、本来ならばこの運送約款に基づいて、これまで乗船をしていただくのが本来だったと思います。ただ、これまで観光客の数も少なかった頃もあり、そのま

ま乗っていただいたのが現状でございます。今後やはり観光客の方も多く、予約をしなくても、期限が過ぎていてもお客さんが少ないときは乗れる、多くなったときは乗れない。そんな形で、お客さんと村民との公平性が保たれなくなった場合のことも考えまして、運送約款に従って今後乗船をしていただきたいと思います。広報に関しましては、先ほど申し上げましたとおり広報ざまみ、あるいは総務・福祉班が発行しております健康だよりのほうにでも載せさせていただきます、広報のほうに努めたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。一応約款を守るというのはもちろん、これは基本です。基本ですけれども、私が言いたいのは14日間から、要は鶏と卵はどっちが先かと言ったような感じになるんですけれども、14日間というものを住民はそれがずっと頭に入っているわけです。今までの、この14日間の間にはいつ帰ってもいいというようなものがあるもので、それがいきなりそういう形でブレーキをかけられたという形がどうかということを私は言っているわけです。約款はもちろん守らないといけません。それを分かっていないわけです。分かっていないというか、そういう形でやりましょう。それは当たり前ですけれども、それをいきなりやることはどうかということなんです。私が言っているのは、いきなりにもやり過ぎなのです。住民からの苦情が出ているのは、いきなりなんです。いきなり「はい、お金出さない」、お金が絡んでいるんですよ、この中に。そこで、じゃあ次から気をつけてくださいという形で説明すれば分かりますけれども、いきなり行ってお金を持っていなかった人は帰れないということですよ。そうなってくると、住民はもう大変なことです。いきなりやることに関して、どうやってこういう形になったのかということですよ。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

前段にも申し上げましたように、2年前からそういうふうに説明はさせていると現場から確認をいただいております。しかしながら、それが全員に行き渡っているかは、確かに今言うように周知不足だということは感じております。2年前からそういった取組を職員が行いながら、その当時は当然料金は徴収しておりません。次回からは、やはり切れたら「有効期限が切れるよ。無効になります」ということで説明をさせていただいています。その当時からやっているわけではなく、徴収に関しては年末ぐらいから行っております。まずその原因といたしましては、私たちもちょっと議員の先生たちにも分かってもらいたいの、違法に乗船される方が増えてきていると。まず根底にあるのが運送法というのがありまして、運送法の中で客の利便性が偏らないような。要は座間味から乗る、阿嘉島から乗る、那覇から乗る、客の利便性に公平性を保つことということが大前提にあります。そういったことから、窓口にチケットを交換せずに乗られている方が非常に多くなり、こちらのほうも高速船が定員200名に対して200名超したりとか、そういったことが出てきたりする懸念があります。やはりそういったところで、最終的に責任を取らないといけないのは村長も分かりなのですが、法に問われるのはまた船長となってきますので、やはり私たちも同じ職員の身分をしっかり守っていきたいということで行っていますので、この辺は御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それは分かりますけれども、村民のために20席空けているのではないですか、これは。20席は余裕空けているはずなんです。この20席が満席になったら、断っても当たり前ではないですか。それはやっ

るんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

休憩いいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今20名というお話がありましたが、20名というわけではありません。しかしながら、先ほども申し上げましたように村民の皆様にも不利益にならないような対策は今後も、前からも考えていますので、この辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。これを解決するためには、ここだけでは解決はしないですので、これの住民説明会を行って、住民がどのような意見を持っているかというものを聞いた上で、今やっていることをそのまま実行する、そのまま続けていくのか、それを判断してほしいと私は思いますので、それをぜひお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

先ほども申しましたように、この運送法、運送約款に基づいて行いますので、意見を聞いて決定するのではなく、我々はこの運送法、運送約款に基づいて事業を執行するというふうに説明はしますので、説明会ではなく、しっかりと個々にビラ等を配布して行いたいと思います。しかしながらそれだけではなく、どうやったらそのチケットが執行しないか。先ほども説明をさせていただきましたが、ぎりぎりに予約を取るんじゃなくて、不安な場合は多めに取るとか、また那覇事務所に関しても、決して切れたからすぐというわけではなく、例えば事例で挙げたら、2便目、夕方4時の船に乗り遅れて、次の日に問い合わせが来たら、必ずしもそうやっていないと。それは多く、大体買い直している方で1日、さらに2日間、まるまる24時間、そういったものに臨機で対応しているということですので、決して私たちも新たに料金を徴収するのではなく、有効期限を切らさないような対策を説明していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは2番目なんですけれども、那覇ターミナルの電話対応がまず、以前とまた同じようなことが繰り返されているのです。住民からもあったんですけれども、チケット変更をしようと思っても、ずっと話し中だと。話し中なのに、まず行ったら「チケットを買い直してください」と言う前に「電話しましたか」という

ことで聞きたいんです。電話は出ないのに電話しましたかと言われたら、どうしますか。電話していたら変更できますという形で言っているんですけども、電話に出ないのに、電話しましたかと言われたら、この住民はどうしたらいいんですか、はっきり言って。2日間電話したらいいんです。私も実際に確認のために電話をしました。2時間ずっと電話したんですけども、電話はずっと話し中でした。やはりネットとかそういうのをやっていない方に対しては、もう不親切ですよ。ネットで申し込んで、ネットで変更する方は、それはばつぱとできますけれども、御年配の方がネットで変更できるはずがないんですよ。またネットで予約してないわけですから。電話番号は覚えていますから、電話しかないわけですよ。ほとんどが頼っているのは。その電話に出ないわけですから、今後この電話に対してよくよく考えるべきだと思うんです。今後この電話をどうするつもりか、これをちょっとお伺いしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

ちょっと私も期限をちゃんと覚えていないんですが、私が当時、今の船舶・観光課ではなく、あのときは産業振興課だったんですが、そのときから回線は増設し、人材派遣からの人も応援を頼んでおります。その結果、現場といたしましては、この3年ほどは1日中電話が鳴りっぱなしの状態はないというふうに向っておりますので、決してずっと混んでいるわけではないので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

課長、まず私は思うんですけども、これ電話したことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

個人的にはあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それは何時頃ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

時間までは覚えていませんが、私も予約を取るときは電話をかけております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

じゃあ何で話し中になるのか、ちょっと不思議ですね。その辺はもう私も理解できないんですけども、これはこのままではいけないので何とか…、まず電話してみて、どういう状況になっているかということを確認して、そういう形をどうするべきかということ、それを今後どうしようかということで、皆さんで解決する方法を考えてほしいと思いますので、それをぜひお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

うちの課長との今の質疑応答を聞かせていただきまして、いろいろと私も思うところがございます。その前にぜひ御理解をいただきたいのは、平成21年から観光客が少なくなりましたが、平成24年から国立公園に指定も含めて多くの観光客が訪れるようになりました。それに従いまして、先ほどあったような予約の問題、あるいは電話が繋がらないという問題等が発生してきているのは重々承知をしております。そういった状況の中で課長から話がありましたように、インターネットでの予約のシステムを開発したり、あるいは人員の増員、回線の増幅というんですか、回線を増やしてみたりということで、これまでできるだけその状況に対応できるように対応させていただいたということは、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。そういった中でも今のような話が出てくるわけですから、私たちとしてもサービスをする立場からすると、できる範囲のことはしっかりとやっていきたいと考えております。なかなか単純に人を増やせばいい、さらに回線を増やせばいいということではないと考えております。その裏には経営の効率化というのもございます。今のところ赤字にはなっておりませんが、高速船も作り変える予定もございますし、お客さんが新型コロナウイルスも含めて少なくなっていく中で経営努力もしないといけない部分もございます。そういった中で何ができるのか私たちもしっかりと考えていきながら、できるだけ村民の皆様にも不快感をしないような状況をつくるように一生懸命考えていきたいと思っておりますが、ぜひ議員の先生方におかれましては、いろいろなアイデアがございましたら御指摘といいますか、御助言をいただければありがたいと思っております。できれば、例えば村民に限っては変更に関して座間味の事務所で電話対応ができるとか、そういった形ができればいいなども思っておりますし、できることはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ住民説明会をやって、それを住民に分かってもらえるように、早めに住民説明会を開いてください。住みやすい村にぜひ努力してください。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほども担当課長から話をしましたが、住民説明会というよりはチラシ、広報等の配布をしっかりやる中で御理解をいただきたいというふうに私たちとしては考えておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私は以上と言ったんですけれども、ちょっと住民の意見も聞かなくてはいけないのではないかなと思うんです。住民からいろんな意見が出てくると思っていますので、チラシ、書面上だけでは私はどうかと思うんですけれども、住民の意見があつてこそ行政も成り立つんだと思うんです。私たちも住民がいて初めて成り立っているわけですから。ですから住民を軸として、それで住民の意見をどこまで取り入れられるのかというものを、やはり直に感じて直に聞いてという形で実行できるものなのかという、その意見を交換しながらやるものが私は行政じゃないかなと思いますので、ぜひその辺は書面上だけで終わらせてほしくないと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

例年この時期は各区、座間味、阿佐、阿真、阿嘉、慶留間の区の総会がございます。今年はコロナウイルスの感染拡大の観点から開催を見合わせて書面決議等でやっている場所もございますが、座間味区と阿真区は開催をしております、そういった中では説明をさせていただいております。そういった背景もございますので、何かしらの会合がある場合には私たちのほうから足を運ばせていただいて御説明をさせていただくということも重々検討の余地はあると思いますが、この問題だけで、今こういう状況の中で多くの皆様方を集めるというのも非常に厳しいものがあると思います。全くやらないということではありませんが、そういう機会がございましたらしっかりと説明をさせていただく。それ以外の場合では、今先ほど話をさせていただいたように広報等を含めて、できるだけ周知をさせていただくとともに、窓口のほうでもその辺の説明をしっかりとするように、私からも課長のほうからしっかりと指導をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。今コロナで密集は避けないといけないと思いますので、その辺はうまい具合にいい方法で考えて、ぜひお願いしたいと思います。私の質問は以上です。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。この時期ですから、まず私も新型コロナウイルス対策について少しお聞きします。昨日、おとといと東京では48名とか47名とか、第2波が来るのではないとか、あるいは東京都知事は、それはその夜のお店の従事者があくまでも検査した結果であって、それは大したことはないとか、いろいろけんけんごうごう言われています。そこで聞きますけれども、本村ももちろん皆さんが何もしていないわけではない。いろんなことをやって、策を講じています。それはよく御存じです。私が最近聞いたことでは、座間味で事業所、あるいは民宿、あるいはダイビングショップ、いろんな事業所を聞いていると、借金がいないところはほぼ3か所ぐらいです。残りはある程度から莫大な借金を抱えて営業していると。皆さんこんな形で、先輩こんな形でやったら、ワッター潰れるよという事業者が大半なんです。もちろん皆さん前回特定給付金、1人当たり10万円。それから今盛んに放送している、観光産業課ですか、事業主に対して申請をしてくださいということもやっています。この2件に関して、今どのぐらいの進捗率で推移されているか、それをまず第1点目にお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず私のほうなんですが…少しお待ちください。ちょっと休憩いいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

失礼しました。私のほうでは事業者協力金と漁業者持続可能経営交付金ということで2件取り扱っております。もともと臨時会で3,000万円強の補正予算で、今現在申請がありますのが約90件、1,800万円ぐらいの支出の予定を今週金曜日の19日に振込の予定となっております。漁業者のほうに関しては、件数が今4件で40万円というふうになっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

私の福祉班のほうで定額給付金、いわゆる1人10万円のやつなんですけれども、5月末にはもう93%の執行率で振込が完了しております。残りの数%については、転居不明とか、海外に行った方等ございます。まだ受付期間は残っておりますので、また申請が来たら速やかに審査をさせて振り込みたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。この辺ももちろん皆さんが焦っても、申請がなければ払うこともできないですから、それはそれでいいとして。今度は村独自として、この前、先週の新聞に載っておりましたが、事業者、それから漁業従事者15万円、それから高校生には2万円、中学生以下には1万円ということで、それに関しては一応新聞を拝見する上においては、申請がなくてもこちらから振り込むという形になっているというふうを書いてあったんですけれども、それはあくまで私の捉え方としては、高校生の2万円とか中学生以下に1万円は分かるんですけれども、その事業者と漁業従事者に対しての15万円というのは。その件についてちょっと。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これも前回の臨時議会でお話させていただきましたように、基本的には事業者の定義というものが皆さんおのおの考え方がありまして、まず基本的には県の持続化給付金とか、そういったのがなされている事業所です。しっかり確定申告されているとか、そういったものが事業所の定義としておりますので、私たちが、村が把握している事業所と実態、所得とかその辺を確認して、ちゃんと営業が確認できる事業所としておりますので、これは私たちが特定して自動的に振り込むという形ではなく、基本的には申請を受け付けて行っております。臨時議会でもお話ししましたように、当然納税者、滞納者はいらっしゃいます。納税者と滞納者に関しては金額も違いますので、やはりその辺の把握も必要なことから、しっかりと申請していただいて、その方の確定申告の実態、営業の実態等を確認して、支給する仕組みとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

松田課長、これは先ほどそちらが話した給付金と、これとは別ですよ。一緒。ああ、そういうことですか。分かりました。それから例の、私の新聞の解説の仕方が間違っているのか、高校生の2万円、それから中学生以下は1万円という、その件に関しては無条件に振り込んでいるということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、村独自のものとしましては座間味村子育て応援支援金ということで、お子様をお持ちの家庭へ村のほうから1万円。高校生支援、今、教育委員会で登録されている高校生がごございます。この方々についてもお一人2万円支給させていただいております。またさらに、この子育てについては国のほうからも児童手当に上乗せで1万円という形で支給されております。ですので我が村としては、今回児童手当を受けている方については、国から1万円、村から1万円ということで2万円の支給を6月10日に全部振り込みを終えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それから昨日、おとといですか、国会でもまた持続化給付金という予算が成立しました。その件に関しても、一応個人事業主がまず100万円という打ち出しが総理大臣のほうからありましたが、これは我が村にとっても、その事業主にとっても該当するものなのかどうか。その辺をちょっと確認します。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本件についてはマスコミ、ニュースで流れおりますが、これから要綱等細かな件が届くと思います。またこれを確認してみて、村のほうでも精査して対応させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。先ほどからもコロナウイルスがいろいろ出ていますが、第2波、第3波が来たときに、うちはもちろん東京からその日に入ってこれる交通手段になっていますから、万が一、本村でそういう患者が発生したときの輸送体制というのは今確保されているんですか。それを最後に聞きます。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

確立されているかと言われますと、100%ではないと思っております。というのは、患者がどういう状態なのかにもよるんです。例えば肺炎の症状を発症している方もいれば、元気な方もいらっしゃいます。その人が若いのか、若くないのか。家族構成が独り住まいなのか、高齢者と一緒なのか。あるいは一緒に住んでいる人、あるいは本人が疾病を持っているのか、持っていないのか。その人が観光客なのか、村民なのか。年齢は幾つなのかという、いろいろな想定はもちろんさせていただいておりますけれども、そういった状況の中でドクター、あるいは保健所兼座間味村の救急を含めているような想定をさせていただいておりますが、あまりにも多岐にわたるものですから、こんな場合というのがなかなかしづらい。基本的な搬送体制、あるいは隔離の考え方というのはしっかりと持っておりますけれども、100%しっかりとした搬送体制ができているかと言われると、これはケース・バイ・ケースというところもございますので、私たちももちろん100%を目指して、沖縄県含めて、ドクターも含めてやっているというのは申し上げますが、その状況に応じて動かないといけません。あるいは、あつてはいけないんですがクラスターになったらどうするんだとか、そういったところも含めて一生懸命、日々いろいろなパターンで想定をさせていただいて、勉強といいますか、頭の中でシミュレーションをしているということでございます。村民の皆様方からも、例えば発症したらどんなやって搬送するのというふうに質問が来るんですが、一概に言えないものですから。患者の状況、あるいは環境が。それはなかなか難しいと。いろいろな方法を考えてはいるけれども、住民に説明会で患者が出た場合どうするんだみたいなことを説明してくれという話はあるんですけど、これはなかなかできなくて、このときのドクターの判断を中心に、どういった形で隔離をする。あるいはどのような手段で沖縄本島まで連れていくみたいなことを一生懸命シミュレーションしているところからでございますから、100%になるように努力をしているというふうにしか申し上げづらいということでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。では、続いてまいります。先ほど隣の垣花議員からあったように、私もその乗船券の件についてなんですけれども、もちろん平成3年10月から高速船クイーンぞまみが動き出しまして、もうかれこれ何年になりますか、相当なります。もちろん私たちもその仕事に携わったこともあります。ただ、先ほどけんけんがくがくいろいろやっていたんですが、ここでそういう言葉を使っているかどうかよく分からないですけれども、これは私は本当は座間味の一つの文化だと思うんです。確かに土曜日曜、繁忙期に那覇からの1便に乗るといことは、これはもちろん御法度です。だけど、そうではない便においては、発券日から14日以内に関しては臨機応変に対応してもいいのではないかと。これはあくまでも私の持論ですけれども。これはそうしないと、やはり座間味の人は今、郷友会もだんだん来る人も少なくなりました。法事、法事、七日七日も来る人もだんだん少なくなりました。その中で、あまりにもこれに固執すると非常に…、当然満席の便は乗れません。発券から14日以内であれば、見て、これは船が着いているのであれば乗せてあげてもいいのではないかと。あくまでもこれは私の見解です。ただ、先ほど松田課長がおっしゃったように、それは運送約款、いろんなことの例規、それからするとそれも当然予約のやり直しは当然やるべき。けど、先ほど言ったようになかなか電話も出ないとかということになりますと、だんだんだんだん人間はいいだろうと。今まで乗せてもらったのというような感覚にみんな陥っています。そういう面からすると、私は先ほども言ったように、これは一つの座間味の文化が少し損なわれるような気がするのです。その辺も含めて、いろいろ先ほどやっていますから、もちろん周知徹底、チラシ等、あるいはこれから切符を買う方々の皆さんにも、船舶の窓口もいろいろ説明はしてくれるとは思いますが、はたしてそこがどこまで行き届くか、それはよく分からないんですけれども、当然我々そこにいる人たち、あるいは今日傍聴されている

方々は、それは十分注意するとは思うんですけども、先ほど垣花太郎議員が言ったように、はたしてそれが村民全体に行き渡るかとなると、私はそこに少し疑問があると思っております。ただ、それはあくまでもやはりそういうものは遵守しなければいけないということはよく分かっています。これはもうそれ以上答弁は必要ないですから、私の意見としてはそういう形で示させていただきたいと思えます。

続きまして、本村の事業についてお伺いします。これは私が前から聞いているように、村長、高速船の新造計画をこのまま造る予定ですか。それをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

高速船の建造に関しましては、もう既に委員会を立ち上げて2年がたっておりまして、実は認可の申請も3月に申請が終わっているところでございまして、6月2日にこの認可が、つい最近ですが下りました。ちょっと時間がかかってしまったんですが、コロナ感染症対策等でリモートになってしまって、国の職員も半分体制で仕事をやりながらということだったので、ちょっと時間がかかったと聞いておりますが、6月2日に認可が下りております。考え方といたしましては、今回、前々からお話をさせていただいているとおり一括交付金の活用がなかなか厳しいので、当面はリースで行こうということで、今リース会社になる沖縄県の離島海運振興株式会社と調整をさせていただいておりますが、私どもとしては予定どおり、できれば今月中に離海振がメーカーを決め、業者さん、造船場を決めて発注をするという方向で話を進めさせていただいているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そこまで言われるともう返す言葉はないんですけども、ただ私が懸念するのは、本村は財政的にも非常に厳しいです。リースだろうが、もちろん返済はしていけないといけません。もちろんこの庁舎、それからフェリーと、今年の新年度予算をつくるにも財政担当は相当苦労したと。航路会計からも繰入れして予算をつくったという経緯を聞いているものですから、この時節柄、今コロナの時期で客足も相当鈍っているし、ちょっと今は…というのを言いたかったわけです。ところがもう申請しているということになりますと、それはもうそれとして、今後これに対して我々がどう努力するかということになりますけれども。ではそれはそれとして、もう申請していると。ただ、そうであればよっぽどいい業者を選んで、皆さん渡嘉敷の船も見てきたはずですよ。向こうの船員も全部私の後輩ですけども、先輩たちの島だったらこの船は駄目ですよ。というのは、座間味は2か所港がありますから、ここで5分、10分遅れると、那覇に着くときにはもう30分も遅れますよ。ところが渡嘉敷の場合には港が1つですから、それはそれで船が前よりもスピードが出なくてもどうにか対応ができていますけれども、先輩、もし造るときはよっぽど考えてくださいということを、私も一応船は見に行っただんですけども、そういうことでそういう話を、もちろん彼からもいただきました。それはそれとして、もう造るのであればよっぽど業者を選んで、本当に今以上にスピードが出るように、そういうことも工夫して慎重に進めてください。

それから、このビジターセンターの建設について…。村長、もしよろしければ。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

しっかりと賜りたいと思えますが、せっかくですので前々から話をさせていただいておりますが、改めて

新造船について軽く説明をさせていただきますと、できれば今月中に離海振が発注をしていただければありがたいということと、あくまでも目標としては来年の6月ぐらいに就航できればいいのではないかと。ただ、6月というと非常にハードルが高いんですが、その辺は一応今、一つの目標としてはそういう形で立てていること。建造費用は約11億円を見込んでいますが、保険料等含めて最終的には13億円、保険、固定資産税を含めて13億円ぐらいになるのではないかとというふうに今のところ見積もりをしておりますが、まだメーカーから、造船場から最終的な数字が上がってくるのはこれからですので、あくまでも見込みで御理解いただきたいと思います。それから定員が220名、相当数200トンで考えております。造船場の選定に関しましては、宮平議員がおっしゃることは重々私たちも考えながら、渡嘉敷がどうのこうのではなくて、私たちは2ポートであるということも含めて、それなりのスピード、それから大きさ等はしっかりとやっていきたいと思っておりますが、何分、これはクラフト船という表現をするらしいんですけども、クラフト船のメーカーが非常に少ないという話もあって、その辺で非常に心配しているところはございますが、宮平議員が指摘されたようなところには、私たちももともと最初からそこはしっかりと見ていかないといけないということでございましたので、そこを中心に考えながら、離海振とともにしっかりとした造船場を選定できればと考えております。また改めて9月ぐらいの議会にでも報告できれば思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よく分かりました。ありがとうございます。続いてまいります。ビジターセンター、それは私たちの管轄ではないとおっしゃるかもしれませんが、ただビジターセンターを造る前に、村長が例のあそこのコミュニティーを集めて、そこの土地問題、あるいはそれに対するあれがあれば私が窓口になりますのでということがありましたので、あえて私はここで聞きます。このビジター建設についても、そのまま予定どおり造る予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ビジターセンターの建設につきましては、用地の問題では座間味区の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしたところでございますが、大分前に説明会を開かせていただいた後、せんだって行われた座間味区の総会の中でも…、その前にその中で施工承諾を区長からいただくことができまして、その後、先週行われた座間味区の総会の中でも議論になり、賃貸契約金について審議され、区民の同意を得たと聞いております。前々から話をさせていただいているとおり賃貸契約に関しましては、私たちとしても全然問題なく、しっかりとやっていきたいということではあるんですが、座間味区の地縁団体の、いわゆる法人格を持つような組織の立ち上げを待って、この詳細については議論をさせていただきたいと思っておりますが、センターの工事につきましては環境省に確認をしたところ、コロナ関係も含めて入札の時期が多少遅れてしまっているということも聞いておりますが、しっかりと事務手続等も含めて進めているというふうに話を伺っているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。では続いてまいります。浄水場の建設について。この問題は、私の隣りにいる議治議員が

これまでに六、七回ぐらい質問をして、一向に前に進んでいないもので、今回私もやりました。この浄水場については、住民説明会が3回過去に行われています。2年前の6月18日と、それから8月1日、それから1月24日ということで過去3回、それから村長は団体代表者との意見交換会2回、それから県議会土木環境委員会が10回行われているんです。この座間味村のために。そのうち平成31年3月20日には、皆さん参考人招致で行かれています。県議会代表質問が、代表質問ですよ。当然何党、何党、何党とありますから、我々と違って。そこで5回。一般質問が5回ということで、座間味村の浄水場に関して、県がこれだけ関心を持っているのです。私は単刀直入に聞きます。村長、これはどういう考え方で今進めようと思っておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

進めようという事業主体が座間味村になってしまうので、私が進めるわけではございません。それは御承知おきいただきたいと思っております。今、宮平喜文議員から話がありましたとおり、これまでの経緯はそういったことをございまして、2月か3月だったと思っておりますが、これまでの経緯を踏まえて県の企業局のほうでは、いわゆる高台案について何か所かの場所を選定して、調査をし直すということで去年、前年度調査をし直しております。箇所数はちょっと私もすっかり覚えていないんですが、その結果として今県の企業局側が最終的に提示をしてきたのが、現浄水場を改良といいますか、高台では更地にして新しく造り変える案がいいのではないかとというふうな話を聞いております。それと、当初予定をしていた阿真地区にある土地の2か所に絞って住民説明会を明日、あさってやりたいということで、4回にわたって住民説明会が明日、あさって2回ずつですが計画をされております。もちろん私たちも一緒に参加をさせていただくのですが、明日、あさってはしっかりと細かい説明をしていただけたらと思っております。私としては、これまでの経緯を踏まえてどちらがいいかというのは、しっかりと私なりの意見は申し上げたいと思っておりますが、例えば住民側の意見であったり、企業局の意見であったり、そういったのも加味しながら、最終的に企業局が場所の選定をするものだというふうに認識をしております。そういった中でも私としましては、やはりこれまで気になっていたのは環境の負荷の問題、それからスピード。要はいつ、着手からどれぐらいの期間で完成をするのかということ。あと、工事に係る安全対策等含めて、それとあるいは上に造るという場合には、今企業局のほうでは現浄水場を壊して造りたい。上に造る場合は、それが一番いいというふうに考えているそうなんですけれども、その間の浄水場、いわゆる水をどのようにつくっていくのか。可搬式の海水淡水化装置を持ってくるという話を聞いておりますけれども、そういったもろもろの条件を比べると、今の時点では私はやはり当初予定している場所のほうがいいのではないかとと思っておりますが、ただ明日、あさってで、もっと細かい説明を受けることとなりますので、その辺で私なりの考え方というのはお示しをさせていただきたいと思っております。何度も申し上げますけれども、私が言ったところに絶対造るということではありませぬので、その辺は御承知おきをいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の答弁を聞くと、なかなか分かりづらいというか、どこにやるかという、要するに場所の問題がどこかということが分かりづらいんですけれども、実は私、1回目の6月18日の説明会が終わった後に、実際に県に行ったんです。その行った会派は野党でもない、与党等でもない、どちらかといえば中立会派なんですけれども、そこに行ったときに…、はっきり言います。今はない、途中で失速した会なんですけれども、そ

ここに当時の企業局課長、それから建設調整官、それから離島班の整備班長が来られました。1回目の説明会が終わった後です。行ったら当時の課長が、ここは県が選んできた土地、企業局が探してきた土地ですということ盛んにおっしゃっていたんです。私はそこで「そうか」ということを聞いたら、当時の3名は、今もこの3名がいるかどうか…調整官はいるはずですけども、課長と班長はいるかいらないか、ちょっと今は分からないんですけども、そのときに聞いたら、ここは座間味村長が探してきたんだと。私は座間味村長が地主からサインももらってきて、あと印鑑をつくだけですよ。ですから、私たちはそこに造るという話になったんです。それはそうです、村長。向こうは平成27年、平成28年度までは、例の海底ケーブルを引く前に、そこではできないですよと難色を示していたのが、急に平成29年からは、ここにやると。結局だから私が今言わんとしていることは、首長がそこまで言うのであれば、私たちは工事も簡単だし、造りやすいしというようなことから、いきなり方向性がずっとみんなここに傾いてきたんです。それでこの住民が騒ぎ出して、変更を求める会やらいろんなことが立ち上がってきたんです。ですから、私は造る何やかんやじゃなくて、言わばこのハード事業のソフト面です。要するに、なぜそういうふうなことが起こったのか。これまでのいろんな経緯を、私も県庁によく行きます。もちろん県議会の代表質問、一般質問、それから皆さんの意見参考人招致はたまたま行けなかったんですけども、県で議会、それから土木環境委員会があるときは大体見に行ったり、聞きに行ったりしています。そこで非常に不思議なことは、何か私としては、村長はいかにも阿真ありきたりの形でしか捉えられないんです。私としてはですよ。怒らないでくださいよ。阿真ありきたりとしか捉えられないのです。ところが住民の皆さんは、例の津波も来るし、最近では地震も多いですね。ですから、そういうことでやはり将来、子や孫にいろんなことを残すためには、ずっと高台案がいいということをおっしゃってきています。それなのに、なぜそういうふうな形で動いているかと。今回も3,100万円の調査費が入っています。高台を調べると、設計も。もちろんこれは3月議会でも多少、松田課長のほうからうちの宮平譲治議員のほうにも説明があったり、その図案等もいろいろ拝見させていただきました。ですから、私はただあした、あさってに説明会があるからといって今日これを聞いているのではないんです。もともと今回の議会にはそれを上げようと思っていたんですけども、たまたまあした、あさって。ちょうどあさってで1回目の説明から丸2年になります。もうそろそろ3年目に入ろうとしています。そういうところでいろんなことが起こっているんです。この事業を進めるに当たって、事業者とトレーラーハウスの裁判問題。もうこれを聞いていると本当に情けなくなって、なぜ事業者が裁判問題まで起こっているのか。私は村として、村民の暮らしや安全を守るのは村の立場、役割的なものだと思うのです。ところが今、もうこういうことからするといろんなことが起こってきているもので、これは一体どういうことになっているのかと思って、本当に残念ではないかと思っているんです。そういうところを含めて、どのような考えを本当にお持ちか。あした、あさっては正直に話したほうがいいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御指摘といいますか、御質問ですけども、正直にいつも話をさせていただいているつもりでございます。まず先ほどの裁判について私たちは承知いたしかねますので、そこについてはコメントを差し控えさせていただきます。もちろんコメントできる立場にもございません。それから先ほど議員がおっしゃった阿真の土地に関して、私が決めて私が地権者に会って印鑑をもらってきた。これに関しては事実ではございません。今日は傍聴者の方々もいらっしゃいますからあえて言わせてもらいますが、そういう話が出ているとしたら非常に迷惑な話でございまして、明確に、これに関しては否定をさせていただきます。詳細に関しましてはうちの課長のほうから話をさせていただきますけれども、何度も言います。先ほど言った、私がこの

土地に造ったほうがいいのかそういったものではないですし、紳士に向き合って高台案がどうだ、あるいは当初の予定地がどうだというのを私は議論をさせていただいているつもりで、そこには私利私欲ももちろんございません。これまでの意見交換会の中でも癒着という言葉が使われたこともございます。私はそこに関しては何もございませんので、潔白です。何もしておりません。何ももらっておりません。そこだけは明確に否定をさせていただいて、詳細は課長のほうから説明をさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

先ほど初めにありましたように土地問題につきまして、私は当時産業振興課の課長補佐でした。その当時の担当課長が今の教育課長の中村 悟でありまして、私たちもはっきり覚えております。まず浄水場の建設に当たりましては、当然企業局が主体となっており、企業局が候補地を選定してきた中で案を出されて、私たちは対応をただけでございます。実際に島の方だから分からないかということで、その案が出ている地権者のところに、その阿真の今予定地の地権者は、実は私の母親と同級生でして、私も個人的に知り合いなものですからつながりはあるということで、要は企業局が話ししてきたいということで顔合わせに行ったのは事実でございます。そこからの土地の交渉は企業局となっておりますので、私たちが、村が土地の契約を促すとかそういったことは一切しておりませんので、これは企業局にも再度、そういった報告がなされているところは私たちも県に対して抗議はしていきたいと思っております。しかしながら、やはり最終的にもともの事業主体、候補地選びも全て企業局が行っております。我々は決して、村長が初めに申したとおり私たちが主体で動いているわけではなく、あくまでも土地の選定から全て企業局のほうでやった上で村として、今いろんな反対派の意見、県議会でも出ている意見、様々な意見はあると思っております。それはそれで私たちも十分そういった話も考慮した上で村としての考えを言っているだけでありますので、決してそこに推し進めるわけではなく、村は村としての考えをお話しして、住民の方に説明する場ですので、この辺は推し進めるという言葉ではなく、しっかりと説明させていただいて、選ぶのは企業局、また住民の意見を聞きながら、村の意見を聞きながら、最終的に判断していくのは沖縄県企業局が行うと思っておりますので、この辺は御了承いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

しかしそのときに課長、調整官、離島の班長がなぜそこまで言ったのか。私はこれが不思議で、私はつくっていないですよ。ちゃんとそこに彼らが来て、そういうふうの説明したんです。ところが私はこれ、出しそびれたと。譲治議員が浄水場の件に関してはいつも言うものだから、たまたま平成31年1月18日だったですか、ここの3階で私たちと皆さんと企業局と三者会議がありました。阿真チジを見に行く前です。私はそのときにその話をして、結局村長の前で「あの人たちはそう言っていますが、本当ですか。どうですか」ということを確認しておればよかったんですけども、もちろん出しそびれた私も悪いのではあるんですけども。ただ、その後はもう全く進展がないもので、あえて今日はこういうふうに上げております。ですから、今皆さんが言うのが確かであれば、明日、あさっては当然そういう場所に皆さんは行くはずですから、どういう決断が出るかは私も知らないですけども、その成り行き、様子を見守りたいと思っております。

それから先ほど村長、例の裁判問題はもちろん私たちとは関係ないというような話をおっしゃっていましたが、私は村民の一人である以上、要するに村民の暮らしと安全を守るのが村の役割でもあるし、ましてやその業者が我々の観光大使とかいろんな役割、重責を担っている人であれば、それはいかがなものかと思う

んですけれども。どうですか、これは。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

関係ないというよりは、内容を承知していないので私のほうからコメントのしようがないんです。プラスこれまでの話の中でも、先ほども多少させていただきましたが、団体の代表者の皆さんと話し合いをしたときに、ある方に行政が、あるいは村長が癒着とか、便宜を図っているとかという発言がございました。それもそのときに明確に否定してきましたけれども、それだけでございます。それ以上も、それ以下もないんです。私たちは内容が分からないので、例えばその当事者の中に私たちが入って行って、そういったところに呼ばれて、いろんな意見をやる機会があるのであれば、その内容を聞きながら私たちなりの対応というのはあるんでしょうけれども、私たちはその裁判には一切関わっていないという状況でございますから、私たちは関係ないといえば関係ないですし、当事者にもなっておりませんので、あるいは質問も何も来ておりませんので、ましてや内容も知りません。詳細について。県議会でも出ているようですけども、それぐらいの情報しか私たちは知りませんので、私たちがコミットする、発言をする立場にはないというふうに話をさせていただいているわけです。そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから先ほどの話もそうですが、何度も言います。土地に関しては、私が絶対ここじゃないといけないとかそういう話ではないと思っております。それから私なりの考えもあした、あさつての説明会の後にコメントをさせていただこうとは思っておりますけれども、高台案、今回出てきたのが一番ベストだと私は思っております。ですから、しっかりと当初の場所の案も含めて説明を聞いた上で、いろいろな問題点があるのか、ないのか。それぞれのメリット・デメリット、それから所管する省庁、もしかしたら環境省が絡むのであれば環境省の意見も聞きながら、それ以外の省庁といたしますか、行政機関の意見が必要であれば、そういったところの専門的な知識もいただきながら、最終的に私なりの意見を申し述べたいとは思っておりますけれども、これも何度も答えさせていただきますが、私が決めるわけではなく、企業局側が企業局の考え方、行政の考え方、村民の考え方に基づいて、最終的に決めさせていただくということだと認識をしておりますので、改めて申し上げたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。では明日、あさつてのあれに期待して、私の質問はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から開会いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

午後の部もひとつよろしく申し上げます。私のほうでは2点ほど質問したいと思います。案内板の設置についてですけれども、これは観光案内板ですけれども、阿嘉・慶留間区において案内板が腐食し、撤去されて、二、三年の間、阿嘉ターミナルの倉庫の中に放置されている状況にあるということなので、早めの設置をお願いしたいと思いますが、その件について伺いたしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今御指摘のありました看板につきましては確認しております。詳細はちょっと確認していませんが、今年度環境省のほうで座間味、阿嘉、慶留間で統一した看板を設置しようということで取組がありますので、そのほうでその箇所が入っているか、入っていなかったら新規に追加できるか、要望できるか確認して整備に努めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

新たな場所とかそういうふうな話はありませんけれども、現在のこの案内板が設置されている場所が、やはり足のほうが鉄できています。それが腐食した原因だと思うんですけれども、今後やはり設置するからには、立て直すということであればステンパイプなどを使えば、今後腐食するとかということはないと思います。だからコンクリートの中で折れている状況であるので、今後造るとしたら場所の選定とかそういうふうなもの考えてつけてほしいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今説明を申し上げましたように、環境省が座間味、阿嘉、慶留間を含めた統一案内板を設置する予定ですので、デザイン等に関しては環境省のほうで考えられておりますので、そういった対応もなされているとは思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ではそういうふうを考えているということであれば、早めの設置をお願いしたいと思います。これから夏場、繁忙期を迎えるに当たり、早めに設置することによって、国立公園にふさわしく訪れてくるお客さん、観光客の皆さんに対しても思いやりの気持ちで迎えて案内ができるのではないかと思いますので、予算に絡むものではあると思うのですが、やはり早めの設置をお願いしたいと思います。いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今、初めに御説明させていただきましたように基本環境省の事業で案内板の設置と考えていますので、予

算の執行に関しては環境省に、では我々もその辺は早めに執行ができるような体制ができているのか。またできないかとお願いはしていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。ひとつよろしく申し上げます。先ほども言ったけれどもお客さんを迎えることは、私は大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2点目、下水道接続についてです。これは以前から質問してきましたが、いまだ接続されていない民宿、事業所等があり、下水道に接続をするのが義務であります。これまでどのような対応をしてきたかということで伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

私たちも接続されていない事業所、または普通の民家、接続されていない各家庭は実際把握しております。その中で環境衛生、くみ取りのほうと連携しまして、くみ取りをする際には下水道の接続を促して、またこちらのほうとしましても未接続世帯には引き続き行うように促したいと思っています。やはり全世帯下水道接続は望ましいと考えておりますので、これからもまた引き続き上下水道料金の請求書等を納付する際に、そういった周知も図っていききたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今お話があったように村としては、やはり税の徴収の公平性を考えたら、各世帯において接続をしなければならないということで、やはりこの接続をすることにより村にとっても大きな財源になると思います。ですから、この世帯においてパンフレット、チラシ、また接続するときの借り入れるお金とかは予算的には無理ですか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

予算的に無理ではなく、基金等は設けておりますので、その辺はしっかり対応していきたいと思います。また、税の公平性等ありましたが、くみ取りのほうも料金は徴収しております。しかしながら、くみ取り事業に関してはかなり経営が厳しくなっていますので、やはりその辺も効率的に考えたら下水道へ接続するのが一番だと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

やはり下水道を完備して、座間味のほうが突貫下水道、阿嘉が漁業集落、慶留間のほうが農排、この事業を予算的には別の取組でやっていますけれども、もう下水道を完備して何十年もなってしまうので、このように近年整備されている機器も古くなって取り替える状況になっていると思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今の御質問なんですけれども、今座間味は基幹改良を事業で進めております。また、阿嘉・慶留間に関しては、同じ下水道事業の中でも漁業集落排水事業、農業集落排水事業とあります。また今沖縄県でも、まず水道もそうですが広域化、共同化というのが下水のほうにも出まして、くみ取りと下水道、例えば農業集落排水と漁業集落排水の一元化とかいろいろなことがあります。そういった基幹改良と、またそういった事業の一元化等、そういったのもしっかりと模索しながら、機器の更新等も進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、今座間味のほうがやっているということで、来年あたりぐらいからまた予算的には阿嘉・慶留間も入ってくると思っておりますので、よろしく申し上げます。だから私が言いたいのは、やはり接続の向上を図るということで環境保全にも努められるし、また料金の徴収によって経営の健全化が図られると思っております。ですから、この接続をされていない方々の民宿、事業所等には、もう一度再度お願いしたいんですけれども、全員、各世帯が接続をしなければならないということと合わせて、今度またひとつ接続ができるように促すようお願いをして、以上で私のほうでは質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

午後もよろしくお願ひいたします。まずは、今回新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げます。また自分の身を削りながら、大きな犠牲を払って医療、介護に携わっていただいた従事者の皆様方に感謝とともに敬意を表します。総務省によると6月10日の時点で、全国特別定額給付金の給付率は約36%とかなり低い数字ですけれども、座間味村は迅速な対応のおかげで、既に申込者へは、ちょうど一月前ですね。5月15日に給付済みです。給付されたときにはほとんどの村民の方が、そのスピード感に気づいていなかったと思うのですけれども、この時期になって全国の自治体と比べても、特別定額給付金だけではなくて関連する支援策についても、いかにここが迅速な対応だったかが伺えます。村長を中心に対策本部を立ち上げ、職員の皆さんも公僕ではあるといえ、いろんな不安とストレスの中で業務をこなしていただき、大変だったと思っております。このような状況において、我々各議員も自粛期間中とはいえ、何かできることはないものかと電話やSNSを通して話し合いを持ちました。できることは村民への不安を少しでも解消できるよう、国・県、また村の情報を発信していこうというだけになり、あまり行政のサポートもできなかったことに、個人的には大変申し訳なく思っております。まだ収束したわけではないので我々議員も、議会側でも対策を立てて話し合っていきたいと思っております。少し前置きが長くなりましたが、通告書に沿って質問に入ります。

今回私は新型コロナウイルス関連の質問だけになります。午前中も他のお二方の議員が同じ質問をしているので、類似する質問は一部省いていきたいと思っております。まず1点目、今後の財政運営ですけれども、国からのサポートがなければ、もしかすると麻痺状態が懸念されますけれども、今後国・県も含め臨時交付金など、どのような対応が考えられるか伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの質問ですが、財政に関することですので私のほうでお答えしたいと思います。現在我が村におきましても、コロナウイルス感染症対策として支援金、協力金等は実施しているところでございます。その財源に関しましては、国・県の補助金、また村の財政調整基金を一部取り崩して行っているところでございます。今後また私どもとして懸念されることといたしましては、また各種税関係、上下水道、料金関係、使用料の減収及び航路事業の旅客運賃等の減収等を見込んでおります。また対策といたしましては、現在国の制度として、このような地方公営企業の資金不足が発生する事業を対象に、特別減収対策企業債を発行できることとなっております。今後の状況を踏まえまして、それらの制度を活用するかどうか判断をして、事業の執行に支障を来すことのないよう、適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。これでフォローできて、うまく回っていけばいいんですけども、今後また第2、第3と可能性はありますけれども、それに対しての支援策というのは幾つか検討なされているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今経済対策といたしましては、一時補正またV型回復ということで1号補正でやった予算を今後活用していく予定でございます。また国においては2次補正で経済対策の補正もあると聞いておりますので、そちらのほうをしっかりと活用させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。続いて2番目です。収束しない中、今後第2波、第3波も懸念されるんですけども、自然災害に備える避難所は3密状態になりやすいとして、感染防止と避難の両立に頭を悩まされているとは思いますが、実際に今月の10日、5日ぐらい前ですか、6日前ですか。中国では大雨で260万人が被災して、避難所の画像も見たんですけども、とても対策の取れた避難所ではなくて、まさにもう3密状態で、もう画面を見ていると非常に恐ろしくなったんですけども、今後当村でももちろん災害の可能性がゼロではないので、今後避難所が開設される場合の感染症対策について、どのように検討されているか伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

やはり心配されるところでございます。この新型コロナに係る避難所開設については、国のほうが地方自治法に基づいて技術的な助言がなされていて、本来ないセーフティーゾーンとか専用スペースの設置等、具体的な対応方法が示されておりますので、これに基づきしっかり対策を図ってまいりたいと考えております。また、今後我々はやはり台風シーズンを迎えるに当たって、避難所開設が見込まれますので、基本的にマスク、検温、消毒液の設置、換気対策を行って、受入れ態勢を整えていくように考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今検温ですか、マスク、除菌シートなどの備えの話が出ていましたけれども、これは数的には問題なく、今後はそろえられていけそうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

マスクにつきましては我々も今在庫を持っていますが、今ちょっと心配なのが消毒液です。エタノール関係の入手が今厳しいところですよ。あと、感染予防のガウンといったのがまだ不足している状況でございますが、これについても随時入荷できるだろうということで、発注についてはかけております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

では、早急に対応をよろしくお願いします。

3つ目です。今回の自粛においては、幼稚園から中学生までの子供にとっては、大人からも想像がつかないぐらい苦しくて辛い期間になったと思います。新1年生はランドセルを飾ったまま、教育長のお孫さんもそうだったと思うんですけども、いつになったら小学生になれるのか分からない。新しく上がる中学3年生は、ただでさえのしかかる受験への不安がさらに大きくなってしまい、不安の日々が続いた子供たちもいたと思います。通常の登校になって4週間ぐらいは過ぎたんですけども、私は自分の子供の状況はやはり毎日見ているので分かるような気がするんですけども、まだやはりよその家庭の話を知ると、多少影響のある子もいるように感じられました。今後子供たちの学習環境、精神的なサポート、また生活のリズムなど、多くの課題がまだまだあるかと思われまうんですけども、学校再開後に学校関係者でどのような話し合いが持たれ、また今後あり得る第2波、第3波に備えて、どのような対策をしていくか伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。児童生徒の学力や生活状況については、毎月開催しております校務研を含め5回の会議を行い、3校校長より状況報告を受けております。学力につきましては、4月7日から5月20日までの休校となったため遅れを感じるが、小規模校であり、分散登校等の必要もないことから、学力は取り戻せる見込みであると報告を受けております。また、夏休み期間中が本来でしたら7月20日から8月いっぱいなんですけれども、こういった状況ですので、8月1日から8月16日までと短縮し、授業日数、そして事業時間数確保に努めることとしております。生活状況につきましては、現段階において特に問題はないと報告を受けております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。子供たちのことなので見えない部分もあるかと思っておりますけれども、ここはもう慎重に見守っていただければと思います。

続いて、今後同様の事例が起こった場合の子育て教育支援についてですけれども、パソコンやタブレット端末はなく、Wi-Fiなど通信環境も整っていない家庭もあると思うんですけども、今後のオンライン授業等の対策について伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費及び公立学校情報機器整備費の補助事業を活用し、今年度中に学校のネットワーク整備並びに村内小中学生全ての通信環境を整備し、児童生徒1人1台の端末機を配付する予定となっております。またオンライン授業に関しましても、GIGAスクールサポーター配置事業にて、専門的知識を持った指導者による教師への指導、そして児童生徒への指導を計画しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

学校については1人1台タブレット等があるということなんですけれども、もしまた自粛でおうちにとどまることになったときに、先ほども申し上げたのですけれども、家庭の環境によってはばらつきがあります。そのフォロー等はどのようにお考えですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

この事業にのっとりまして、今、方向性を模索中ではあるんですけれども、Wi-Fiルーターを配備しようかと考えております。それは今、今月の24日に島尻教育事務所等において、各教育委員会の担当者との意見交換会を予定しておりまして、その辺もまだそういう形で持っていくという、はっきりは言えないんですけれども、そういった構想もあるということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。本当にいつ起こるか、いつ第2波が来るかも分からない部分で、24日ということで、その報告をお待ちしています。

続いて、先ほどもちょっと村長から答弁でありましたけれども医療関係なんですけど、少し午前中とは違う質問なんで伺いたいのですけれども、医療体制の取組なのですが、今後の第2波に備えてPCR検査や抗体検査が診療所でもできる可能性はあるか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問につきましては、直接私のほうが診療所のほうに確認した件をちょっとお答えしたいと思います。まず診療所におきましては、PCR検査に係る検体の採取は可能ですが、抗体検査については現状は厳しいと御返事をいただきました。また、PCR検査につきましてもキット数に限りがあるということで、どうしても受診したいという方は村の管轄であります南部保健所を通じての対応になるということで、お答えをお聞きしております。ちなみにPCR検査については抗体をこちらで採った後、沖縄本島の石川のほうにあります検査所で検査をして、結果が出るには二、三日どうしても時間がかかるということで回答をいただきました。通常の診療体制と一緒に検査ができないのが現状なのかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

では続いて、今回村独自の支援策（協力金、寄附金、支援金）を実施していただいているんですけども、総額でどの程度の金額を、ちょっと見えにくいとは思いますが、どれぐらいまでマックス見込んでいますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回、村独自の5つの事業を実施しております。これは予算額ベースでございますが4,626万2,000円の予算を講じております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。感染リスクを抑えながら経済活動は非常に頭を悩ますことだと思うんですけども、今後も迅速な対応を期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。私からはちょっと短くなりましたが、以上です。

○ 議長（中村秀克）

続きまして、1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

私のほうから4点ほど質問に上げておりますが、ほぼほぼ前の議員にいろいろ議論尽くしている点がございますので、なるべく要点を突いて質問をしていきたいと思っております。まず初めに新型コロナウイルスについてですが、本村の取組を見ても他の自治体と比較しても対応は早く、多くの評価の声を聞くことができました。村長をはじめそれぞれの担当部署においても、想定外の業務ということも踏まえても、大変スマートな対応で評価できる内容ではないかと思っております。ですが、今後も世界、国内、我々村もですが、第2波、第3波を考えながらの生活環境が続いていくことが予想されますが、観光産業がメインの本村において、しばらく、今年1年は影響が続くのかということが予想されます。国・県・村においても国民の生活、事業を守り抜くため多岐にわたる支援策が講じられていますが、大きな予算も伴うことですので、国民みんな一人一人が満足できるだけの支援をいただいている人はいないと思っておりますが、本村においても今新型コロナの影響で一番誰が大きな影響を受けているかを考えると、国の第2次補正予算等においても中小企業で働く人を対象とした休業における支援金等も打ち出されておりますが、本村においても多くの事業所を抱え、そこでは事業所の数の倍、3倍のスタッフが本村においても働いているスタッフがいると思っております。今このような状況の中、休業を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。各事業所の余力にもよりますが、幾らかの休業手当を考えられる事業所もありますが、休業中は少し我慢してくれという声が多く聞こえます。その中で本村の、これまでもですが今後そのような方々に対しての支援金等が考えられないか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回、第1波という形になるのでしょうか。コロナウイルス、2月末から日本に襲来をしまして、その間

沖縄本島においても結構な方々が罹患をしている状況でございます。本村といたしましても、先ほど宮平清志議員の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、独自の施策として4,626万2,000円を計上させていただいた各種施策を展開させていただいているところでございます。この内容といたしましては、そのうちの半分弱の2,000万円の国費が入っておりますが、それ以外のほとんどの金額が一般財源を使っているということでございまして、この第2波、第3波が来たときに、どれだけの支援策ができるのかというのは非常に未知数でございますが、昨日、おととい国会で可決された、新たな補正予算、これもコロナウイルス関連の予算が通っております。その中でも2兆円の補正予算も通っておりますので、その内容がどういったものなのか。各自治体、特に座間味村にどれぐらいの補助が下りてくるのか、そういったのを勘案しながら次に備えて、いろいろな制度をつくれるような体制を整えていきたいと思っておりますが、いかんせん第2波がまだ来ていない状況の中で、さらに第2波がどれぐらいの期間になるのか、被害の影響を及ぼすのか。第3波も含めて、そういったことも勘案しながら、いろいろな施策をつくっていかねばいけないと思っております。協力金的な発想ですが、まずは今つくっている制度の中での各種支援策をしっかりと、一人でも給付漏れがないような環境をつくっていくというのが、まずは今大切かと考えているところです。2波、3波に向けてはまたこれから、来てからではなく、来る前から検討しないといけないと思っておりますが、まずは今この現状をしっかりと認識して、現制度をしっかりと活用させていただく。まずはそこに傾注していきたいと考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

このコロナ対策に関しては、我々議員も恐らくまだまだ勉強不足で、村長をはじめ行政側がしっかりとそれに向けた取組を我々以上に考えていることだと思います。今後もまだまだ厳しい状況は続く中、これから先、本当に困った人、本当に支援を求めている方に支援金、対策が講じられるようにしっかりと考えられる村であってほしいと思っております。その辺もしっかりと他の自治体の長と比べましても、村長はこの辺はしっかりと他と比べてもたけている人だと思っておりますので、しっかりと隅々まで目配せ、気配せできるような対策を今後も期待しておりますので、よろしく申し上げます。コロナに関しては以上です。

次に浄水場に関して質問をします。これまでに何度も一般質問でも取り上げてきましたが、明日、あさって、企業局による住民説明会が開かれることが決まりました。この説明会を持って、できればスムーズに次の段階に進むことを期待しております。今回は午前中、喜文議員のほうからもいろいろ質問しておりましたが、私のほうから1点といいますか、今まで質問した中で、結局いろいろ浄水場に関して、キャンプ場にこだわる点がある理由の一つとして、たびたび引っかかってくるのがジャンジャンのことだと思います。その中で私が質問をした際に、このジャンジャンの建設に伴う、我が村の土地も隣接しております。その境界を明確にするために、村で測量を行って今それが済んでいると思います。その測量の結果を踏まえて、どのような対応が行われたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これについては恐らく前回でも出ていたと思いますが、我々も測量で村の村有地等を出して、3月議会で答弁をさせていただきましたが、私たちのほうも県のほうからコンクリートの撤去命令が出ていましたので、私たちのほうも自分たちの村の境界に関しては撤去しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

すみません、その前にちょっと質問の順番が逆になってしまって。私もその件に関しては確認しました。恐らく入り口のほうは村の土地だと思っております。だから、そこにスロープをまずつくることが、半分ほどコンクリートが剥がされている様子がありますが、上の部分はほぼ村の土地だと私は認識しておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

その辺は前回にもお話ししましたが、一応測量を入れて、沖縄県から撤去命令が出ている部分に関しては処理しているということで御理解をいただけたらと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

私が言いたいのはその辺も含めて、村長もはっきりと否定をしておりましたが、いろんな引っかかる部分の要素をしっかりと処理していくことが住民の不安だったり、疑念を消すことにもつながると思いますので、その辺はしっかりとした対応をしてほしいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

午前中にも村長からありましたように、まず絶対にそういったことはないんですが、確かに再度私たちも確認させていただきますが、その対応でちょっと不手際があったところに関してはもう一回再調査して、しっかりと対応していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

先ほども言いましたが、これまでに何度も浄水場に関しては質問してまいりました。この後の17日、18日の説明会を通して、しっかりとした答えが出ることを期待しておりますが、私の考え方としてこれまでずっと言ってきましたが、今回高台を含めた再調査が行われ、次の浄水場説明会で配られる資料を事前に目を通すことができましたが、その中でも既存の高月山浄水場を最大限に活用した案も上がっておりました。私の中ではそれが一番理想な案なのかと考えております。その案を見たときに、多くの住民も、まずそこで反対する要素は限りなく少ないのかと思っております。執行部側も再三言っておりますが、この事業の事業主体は沖縄県であります。我々が議論できる、口出しできることがあるとすれば、今、村と多くの住民とでもめている平行線のままであるキャンプ場用地と高台だと思っております。今回の説明会でしっかりとその方向性が決まることを期待しておりますが、本来我々多くの住民は防災上、とりあえず高台を望むべきだという案が最終的に多くの住民の考えだと思っております。本来その辺の観点からも行政側が防災上問題ある箇所を省いた上で選定箇所を決めていくのが、本来行政側の考えなのかと思っておりますが、今後もキャンプ場である低地で決まるのか、高台で決まるのかはこれからですが、キャンプ場で決まるということになると、我々住民は防災上の観点からもずっと不安を抱えながらの生活が続いていくと思っております。その辺を踏まえても、住民の安心・安全な生活を考えた上でも、まずその辺をしっかりと考えてあげることが村の仕事な

のかと思っています。最初のこの浄水場の説明会の中で、このようなパンフレットをもらったことを覚えていると思いますが、この中でもうたわれております。この事業は離島8村の水道広域化の中で進められている事業です。そのことは村長のほうが一番詳しく理解していると思うのですが、その中でもうたわれております。「私たちの大切な水、暮らしになくてはならない水、支え合う水道広域化が始まります。広げよう、みんなの水。潤う島の水。沖縄本島と離島の水道サービスの格差を解消し、離島における定住条件の向上に取り組まず」と。このことが最大のこの事業の目的だと思っています。今回の説明会の資料の中にも予算上の問題とかいろいろ掲げられておりますが、我々が議論すべきことは予算上の問題ではなくて、本村は小さな村で僅か1,000名足らずの村ですが、沖縄県のほうがこんな小さな村にこれだけ大きな…、大きい小さいは関係ないと思いますが、予算を考えてくれております。その予算上の問題を我々が指摘するのではなくて、しっかりと今後お互いが安心して暮らせるような事業として、この事業が進んでいくことを私はお願いしたいのですが、今回はこの件に関しては答えを求めません。次の説明会後にこの事業が動き出して、結果またみんながいい形でこの事業が進んでいくことを願っております。今まで散々私は質問をしてきました。17日、18日の説明会の中で答えが出ることを期待しておりますので、今回のこの場での村からの答弁はいただきませんので、今回は願っておきますのでよろしくお願いいたします。浄水場に関しては以上です。

次に雇用に関してですが、今年度から働き方改革を推進するための関係法律整備に関する法律の見直しの下に、本村においても雇用体制が大きく変わってきておりますが、本来この件に関しては新年度予算のときに、そういうような我々からも質問、議論をすべきだったと思っているのですが、この法律に伴っていろいろ見直しがあるんですが、今回は草刈り作業、環境美化、造林事業等についてポイントを絞って質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これまで役場が出面を管理し、それぞれの作業を管理してきたと思うのですが、今回はそのような形から変わってきています。その辺の説明をちょっと伺いたいのですが、よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

お答えします。今年度から会計年度任用職員制度という新しい制度ができて、その中で基本的にお話をさせていただきましたら、役場職員、本採用職員以外でも非正規労働者というか、アルバイト、賃金等におきましても、同一賃金、同一労働ということで国が示されております。その中からそういった作業等の賃金に関して、これがこの会計年度任用職員制度での同一賃金、同一労働に当たるところかということで、会計年度任用職員には宛てきれないというのが、まず根本的にあります。そうした場合どうするかというと、やはり私たち公務員の仕事ではなく、民間にできるものは民間に振ろうということもありますので、そういった面から私たちが今まで直接お願いしていた作業につきましても、既存の登録業者に委託して、そこから雇用してもらえようをお願いして、そういうふうにならざるを得ないところではあります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今、村が事業所に委託して、そこから雇用が発生しているということですが、それに伴ってこれまでと作業する側にこれまで同様の仕事環境といたしますか、その辺は変わらないのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

労働につきましても、我々が今まで、その前の年度まで役場のほうで予算を執行させていただきますが、その辺も踏まえて特に大幅に減額になったというわけではなく、きちんとした今までの予算も使いながらしっかりと雇用するようにと伝えております。また向こうの方も、受託業者も戸惑っていることもあると思いますので、村としても今年度から初めた事業ですので、しっかりと地域の住民が働けるような体制は取るように、私たちも話し合いをしながら進めていきたいと思っております。また年度初めに関しては、やはりコロナもありながら、いろいろ村もばたばたして契約時期をちょっと悩んでいたものですから、その辺はまたそういった雇用者の皆様に御迷惑をかけたことを申し訳なく思っておりますが、今はもう自粛要請が解かれていますので、やはり観光客もある一定の数は来ると思っておりますので、しっかりとまたそういった環境整備には力を入れていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

全体の予算規模がこれまでの額と一緒なのか。それとも一緒だったとしたら、結局事務手数料的なのがこの辺にかかってくると思うので、その辺はどうなのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

人件費的な積算に関しては、例年どおりとなっております。やはりそういった業者に委託する場合は別の共通費とか、そういった諸経費等がかかってきますので、その辺も調整しながら委託している状況でございます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

では確認なんですけど、業者に委託することによって、これまでより仕事の量、日数的な、金額的にも含めて減るということはないということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

積算上はないと考えております。しかしながら、実際御高齢の方が多くいますので、予算的には全て執行するんですが、やはりどうしても高齢者だけではできない箇所等、そういったところも出てきますので、その辺はまた業者のほうと調整しながら、その雇用の方の分なのか。また予算が必要なのか。そういったその方たちでできないところのすみ分けをまた年度内で調整しながら行っていくつもりではありますが、基本的には予算の人件費の積算としては、例年同様積算は講じていますので、大きな隔たりはないと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

いろいろ話をしていますと、業者に委託することでこれまでよりも作業日数が減るのではないかと、月にもらえる金額が減るのではないかと不安を持っている方もいます。その辺がないようにしっかりと、これまで環境目的税やふるさと納税等も活用して、予算もあると思っておりますので、その辺はしっかりと対応してほしいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

やはりこういった委託に関しましても、私たちの根本にありますのはやはり村民の経済等も絡んできますので、その受託業者にしっかりと村民を雇用するように、こちらのほうもしっかりとお願いしながら、今までどおりにそういった賃金等がもらえるようなことは常々業者にも伝えていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

あともう一点、その流れの中で考えられていることだと思うんですが、これまでそれぞれの各区に与えられたふるさと納税を活用した環境目的税、これまで各区に30万円ほどだったと思うんですが、それも各区によって多少差はありますが、座間味区に関しては100万円以上の予算が組まれております。その辺も委託という意味でその辺の増額もあったということなんですかね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

細かい全ての詳細につきましては、後で総務福祉課長がお話するかと思いますが、その予算の当初の中で私たちはやはりその管轄はどこがいいのかというのもありながら、例えば公園とか墓地とかであったら、それは区にお願いしたほうがいいはずですが、ちょっとすみ分けはして、全てが全て業者に流しているわけではないので、そういったすみ分けをしていることで恐らく区のほうにも補助金を増額していると思います。またこの補助金に関しては、一つ考え方の違いも出てくるとはと思いますが、全てが人件費ではなく、その環境美化に必要な補助金ですので、それが区としての捉え方もあると思いますが、あくまでも人件費ではなく環境美化の補助金で、それが人件費なのか、そういった整備費なのか、いろいろあると思いますので、その辺が全て人件費という御理解はちょっとよろしくないのかと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問で環境美化に係る予算でございますが、これまでは30万円の5字区ということで組んでおりました。今年度からはこういった労働の扱いの違いがあるということで、これまで労働費に組んでいた草刈り等、いわゆる村のほうで直営でやっていた草刈り費を各字区長了解の下、各字に、3字区に65万円、2字に約20万円ずつ割り振って上乗せする形で、環境美化で区のほうでしっかりとこれまで村がやっていた掃除も、草刈り、美化に関して使ってくださいということで割り振りをさせて今回は予算づけして、このように予算が膨れ上がったといえますか、増額となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。私も勉強不足でいろいろお聞きしたかったところです。しっかりと島の環境美化も含めて支えているお年寄りにも、しっかりと仕事を与えるのがいいのかどうか分かりませんが、考えてくださっているということで安心しました。予算上いろいろ調べてみて、もし例年同様同額程度なら、多少それぞれの仕事量が減るのかということになると思っているいろいろ調べたんですが、これまでと比べて1,000万円ぐ

らい委託、それに当てはまると思う予算が今までが約2,500万円、今回は3,500万円になっていたんです。その辺の数字が出たんで質問をする必要もないのかと思ったので、ちょっと中身を知りたくてお聞きしました。ありがとうございます。

最後の質問に移ります。村長の交際費についてですが、この件に関しては自分の村だけではなく、他の市町村のいろいろ情報収集というか、どんな取組をしているかということ調べる上で目についたものなんです。ここでは書いていないんですが栗国村のホームページの中で、村長の交際費が明確に日付、金額、目的、一つ一つちゃんと公示されている欄があるんですけども、すごいなと思ったんですが、本村の村長は離島商工会会長等、いろんな業務が増えてきております。それに伴って交際費が増えるというのはおかしいと思うんですが、いろいろ仕事量も含めて大変だと思います。その辺をこういう形で上げることも、我が村の村長がどれだけの仕事をしているのかという、一つの面白いアイデアなのかと思ってただ上げてみたんですが、いかがでしょうか、村長。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問でございますが、やはり出張など交際費の支出状況を公開することは、我々は行政運営の透明性を図る上でも大変重要であると認識しております。宮平議員からありましたとおり村長はただいま3期、4年目を迎えておられて、村長という立場だけではなく、先ほどお話がありました沖縄県離島振興協議会の会長職や、また沖縄県町村会の副会長等、その他多くの役職に就いているところでございます。また、これに出張等の機会も非常に多いことから、我々としては交際費の公開ではなくて、行動の予定、我々行政報告でさせていただいておりますが、そういったものも公開させていただくことも村長の業務内容を対外的に分かりやすくできる一つの目安となると考えております。今村長の交際費の公開については、航路予定の公開も含め行政運営の透明性を図るためにも、今後前向きに検討したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。これで私の質問を終わりますが、今コロナの問題でいろいろ厳しい状況は続くと思います。お互いがそれぞれの立場でしっかりと仕事をして、村をしっかりと支えていけるような形を築きたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．議案第31号 専決処分の承認について（座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について）から議案第34号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしく願いいたします。

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

【専決処分理由】

国家公務員の超過勤務命令の上限の設定に係る人事院規則が改正され、令和2年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

条例第9条

座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の勤務時間に関する条例（昭和47年座間味村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条「1週間について38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。」に改める。

第2条第4項を次のように改める。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の

勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条に次の7項を加える。

- 5 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前各項に規定する勤務時間により難しいものがあると認める場合においては、村長の承認を得て、前各項に規定する時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。
- 6 職務の性質により第1項に規定する勤務時間の最高限度を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が村長の承認を得て定める。
- 7 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 8 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 9 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び前条に規定する勤務時間の割振りについて別に定めることができる。
- 10 任命権者は、職員に第7項及び前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第8条及び前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち規則の定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第8条及び前項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 11 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条を次のように改める。

（休憩時間）

第3条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 勤務条件の特殊性により前項の規定により難しいときは、任命権者は、村長の承認を得て休憩時間につき別段の定めをすることができる。

第4条を次のように改める。

(日直及び宿直)

第4条 日直及び宿直の勤務時間その他の勤務条件については、任命権者が村長の承認を得て別に定める。

第5条を次のように改める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第5条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年渡嘉敷村条例第14号）第8条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において前項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

第6条から第10条までを削除する。

附 則

この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第32号

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,792千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,091,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料		79,531	4,056	83,587
	1 使用料	73,286	4,056	77,342
12 国庫支出金		386,901	8,776	395,677
	2 国庫補助金	356,060	8,776	364,836
13 県支出金		271,388	29,792	301,180
	2 県補助金	216,187	29,792	245,979
18 諸収入		13,830	168	13,998
	4 雑収入	13,829	168	13,997
歳入合計		2,048,763	42,792	2,091,555

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		36,719	△400	36,319
	1 議会費	36,719	△400	36,319
2 総務費		424,739	7,078	431,817
	1 総務管理費	389,838	6,449	396,287
	3 戸籍住民基本台帳費	15,586	629	16,215
3 民生費		172,713	1,257	173,970
	1 社会福祉費	135,514	1,098	136,612
	2 児童福祉費	37,185	159	37,344
4 衛生費		593,182	5,524	598,706
	1 保健衛生費	81,163	1,959	83,122
	2 清掃費	512,019	3,565	515,584
6 農林水産費		56,053	1,103	57,156
	1 農業費	14,935	1,103	16,038
8 土木費		249,220	28,836	278,056
	4 港湾費	135,376	26,944	162,320
	5 下水道費	34,732	△300	34,432
	6 住宅費	2,832	2,192	5,024

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		217,986	△606	217,380
	1 教 育 総 務 費	98,377	△1,351	97,026
	5 社 会 教 育 費	4,840	674	5,514
	6 保 健 体 育 費	25,796	71	25,867
歳 出 合 計		2,048,763	42,792	2,091,555

議案第33号

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,194千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰 入 金		21,089	840	21,929
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,089	840	21,929
歳 入 合 計		179,354	840	180,194

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 金		108,847	840	109,687
	3 出 産 育 児 諸 費	2	840	842
歳 出 合 計		179,354	840	180,194

議案第34号

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,477千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		34,732	△300	34,432
	1 繰 入 金	34,732	△300	34,432
6 村 債		9,000	300	9,300
	1 村 債	9,000	300	9,300
歳 入 合 計		68,477	0	68,477

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
下水道事業債	4,500	4,800	9,300	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業 その他の都合 により、その 一部又は全部 を後年度に繰 り延べて起債 することがで きる。	年6%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	償還期間は、措 置期間を含め30 年以内とする。 償還方法は、元 利均等、元金均 等等による。 ただし、財政の 都合により、措 置期間中であっ ても繰上償還、 償還年限を変更 し、又は借り換 えることができ る。
辺地対策債	4,500	△4,500	0			
計	9,000	300	9,300			

以上、議案第31号から34号まで御説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○ 議長(中村秀克)

これで提出議案の説明は終わります。

日程第7. 議案第31号 専決処分の承認について(座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認について(座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認について(座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8. 議案第32号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では9ページ、お願いします。農林水産費、農地費の工事費、農水路浚渫とありますけれども、この前もお話したんですが、これはナカマタ川の浚渫ということでよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

予算計上をしていただき、ありがとうございます。早めの浚渫をお願いしたいと思います。この前の去った雨でもすごく道路が溢れて大変な状況でしたので、早めをお願いしたいと思います。

それと、これは予算には入っていないんですけれども、慶留間のほうもできるだけ村営住宅ですか、床下浸水とかが起きているということを聞いていますので、ここも御検討のほどをお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

慶留間区におきましては、改修の方法等もちょっと模索しないといけないものですから、早急にやりたいと思っておりますが、その辺は工法などいろいろ専門家等に話を聞きながら、なるべく早く対応できるように行っていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

8ページ、衛生費、塵芥処理費、海岸漂着物対策事業（発生抑制対策費）と、その下の海岸漂着物対策事業（回収・処理）ということであるんですけれども、もちろん書いている意味は分かるんですが、これはどこどこをやるという、その場所的なものは分かりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回本事業に関しては例年続いているやつなんですけど、場所の選定についてはこれから業者選考等を行いますので、前回の結果を踏まえ海岸線、座間味2か所、阿嘉1か所でしょうか、選定していくこととなっております。現時点では、ちょっとまだここということでは決まっておきませんので、今後また決まりましたらお教えしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。では、よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

10ページの教育費のほうです。以前にもちょっと聞いたんですけども、鹿柵のほうです。これは以前取れないという話になったんですけども、今後こういう形で修繕費を取れるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。この修繕箇所なんですけれども、文化庁の補助事業を活用して整備しましたので、教育委員会のほうでこの部分に関しましては修繕をするということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

鹿柵はあちこち壊れているところがいっぱいあるんですけども、住民からまた1か所直したら、こどもできるんじゃないかという形で出てくると思いますけれども、その辺についていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり文化庁、これは当初保護地区に持っていく計画で、教育委員会のほうで鹿柵整備事業を行っています。その事業はできないということです、教育委員会としては地域指定ではありませんので、鹿柵等の整備は今後は行いません。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

この鹿柵の件ですけども、わかりづらいのですが教育委員会の管轄と産業振興課の方が見た目は同じなんですけれども、わかりづらいんですが教育委員会の管轄と産業振興課の部分があります。ですので、今回やる場所は先ほど課長が言ったとおり教育長の補助金が入っているものですから、私どものほうで修理をしますが、別の場所についてはほぼ産業振興課の管轄になるかと思っておりますので、その辺で修繕を行っていくものだというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。一応こういう形で住民から聞かれたときに、ちょっと私たちも答え方が分からないものから、また聞かれたときには一緒によろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じく9ページ、港湾管理費、これは一括ですけれども、座間味村観光イベント施設整備事業工事請負費2,694万4,000円。これはもちろん全協のときも聞きましたけれども、今新しくできた施設のそばの屋外ステージでしたか。ちょっとそこをもう一回確認したいんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今御質問があったとおり現在ある建物、健康づくりセンターの隣接する場所にステージの設置の予定をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。でそれとこの前、座間味地区の要望もありましたけれども、その後ろにちょっとフェンスをしてくれということがあったんですけれども、含めてそれも同時進行はできそうですか。また新たに予算を組むのか、あるいは今のところまだ予定していないのか。その辺まで併せてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

当然補正予算を提出する前にはそういった要望は出ておりませんので、私たちも実際のところ認識はしておりませんでしたので、今予算計上はされておりません。やはり今後村のほうも考えていますが、向こうが座間味島の観光拠点施設の心臓部となると考えられることから、夜のイベント等がありましたらやはりその辺は懸念されますので、この辺も含めて再度検討していけたらと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第33号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第34号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 報告第1号 令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について(一般会計)から報告第2号 令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について(簡易水道事業特別会計)までの報告を求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

では、よろしく申し上げます。報告第1号、2号ともに、せんだって行われた全協のほうで皆様にお示しをさせていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきます。

令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	プレミアム商品券事業費	円 10,000,000	円 971,000	円 0	円 971,000	円 0	円 0	円 0	円 0
2	1	歴史文化・健康づくり拠点施設展示室委託費	4,950,000	4,900,000	0	0	0	0	0	4,900,000
8	3	座間味ダム改修事業負担金	2,808,000	2,699,949	0	0	0	0	0	2,699,949
8	4	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備施工監理委託費	5,516,000	5,516,000	0	0	4,412,000	0	0	1,104,000
8	4	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備工事請負費	221,388,000	136,028,000	0	0	117,827,000	0	0	18,201,000
8	6	(離活)定住型住宅新築工事監理委託	5,335,000	5,335,000	0	4,211,000	0	1,124,000	0	0
8	6	定住型住宅新築工事磁気探査委託	1,034,000	1,034,000	0	0	0	0	0	1,034,000
8	6	(離活)定住促進住宅改修工事監理委託	4,107,000	4,107,000	0	3,205,000	0	902,000	0	0
8	6	(離活)定住型住宅新築工事	213,685,000	131,889,000	0	104,728,000	0	25,991,000	0	1,170,000
8	6	(離活)定住促進住宅改修工事	99,020,000	99,020,000	0	79,216,000	0	19,804,000	0	0
10	1	(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施工管理委託費	3,663,000	3,663,000	0	0	2,930,000	0	0	733,000
10	1	(一括)座間味村戦跡及び戦争記念碑等整備事業(阿嘉島)	49,942,000	49,942,000	0	0	39,953,000	0	0	9,989,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小学校施工監理	円 8,658,000	円 8,658,000	円 0	円 0	円 6,642,000	円 0	円 0	円 2,016,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小学校校舎改築工事	261,248,000	261,248,000	0	0	75,143,000	174,700,000	0	11,405,000
10 教育費	3 中学校費	阿嘉小中学校耐力度調査委託費	2,100,000	2,100,000	0	0	0	0	0	2,100,000
10 教育費	3 中学校費	教員宿舎解体工事	14,758,000	11,258,000	0	0	0	0	0	11,258,000
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園解体工事	24,164,000	19,864,000	0	0	0	0	0	19,864,000
合計			932,376,000	748,232,949	0	192,331,000	246,907,000	222,521,000	0	86,473,949

令和2年6月16日

座間味村長 宮里 哲

令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書

簡易水道事業特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
1	1	簡易水道事業施設整備（管路整備）	円 58,415,000	円 43,123,000	円 0	円 25,934,000	円 0	円 2,600,000	円 0	円 14,589,000
合 計			58,415,000	43,123,000	0	25,934,000	0	2,600,000	0	14,589,000

令和2年6月16日

座間味村長 宮 里 哲

以上2件でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後3時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 勇